

# 第 131 回江東区都市計画審議会議事録

( 開催日：平成 26 年 7 月 17 日 (木) )

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	平成26年7月17日(木) 午後2時 (午後2時43分終了)
開催場所	江東区役所3階 区議会全員協議会室
議題	(諮問事項) ・臨海副都心青海地区の都市計画について (報告事項) ・新たな防火規制区域(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部等)の指定について ・「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の改定について(中間報告)
会議進行の概要	1 開会 2 区長挨拶 3 委員・幹事紹介 4 会長選出 5 会長就任挨拶 6 会長職務代理者の指名 7 議席の決定 8 条例・運営規則等の説明 9 諮問事項(説明・審議・採決) 10 報告事項(説明・質疑・応答) 11 その他 12 閉会
出席者 (敬称略・順不同)	【江東区長】山崎 孝明 【委員】苦瀬 博仁、(篠崎 道彦)、(島田 正文)、松本 みどり、星野 博、竹田 将英、釧先 美彦、小嶋 和芳、関根 友子、大嵩崎かおり、板津 道也、鈴木 綾子、(若林 龍二)、阿部 寛三、伊佐 賢一、松土 英男、石島 龍治、竹口 友章、岩崎 孝一、三輪 さおり、石田 真耶、後藤 智子 【幹事】佐藤副区長、都市整備部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、地域整備課長、企画課長、港湾臨海部対策担当課長、温暖化対策課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、管理課長、(道路課長)、河川公園課長、交通対策課長 ( )は欠席
傍聴人	4名
配布資料	資料1 臨海副都心青海地区の都市計画について 資料2 新たな防火規制区域の指定について 資料3 「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の改定について(中間報告) 参考 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(原案)
審議経過	諮問事項は全員賛成により妥当とされた。

午後 2 時 0 0 分 開会

### ◎開会の宣告

○事務局（都市整備部長） 大変お待たせいたしました。都市整備部長の並木でございます。

それでは定刻になりましたので、これより第 1 3 1 回江東区都市計画審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本日は委員改選後、初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元に配付の次第に沿いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

### ◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市整備部長） 本日、篠崎委員、島田委員、若林委員の 3 名から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

これにより、本日は委員の 2 分の 1 以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

---

### ◎傍聴者数の報告

○事務局（都市整備部長） 次に、本日の傍聴についてでございますが、4 名の方が傍聴を希望されてございます。

---

### ◎区長挨拶

○事務局（都市整備部長） それでは、まず初めに、山崎区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、こんにちは。区長の山崎でございます。都市計画審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。私からお一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところ、時間の制約もございますので、机上配付にさせていただいたことをお許しいただきたいと思っております。

さて、この都市計画審議会、区にとっては最重要な審議会の一つでございます。水と緑豊かなこの江東区をよりよいまちにするためには、都市の景観も含め、また、都市の利便性、あらゆる環境、その他を考えながらまちづくりを進めていく、

その重要な会議でございまして、皆様のご意見を賜りながら、これからの江東区をいかにつくり上げるかという重要な会議でございますので、ぜひ皆様のご意見を賜りたく、お願いする次第でございます。

2020年オリンピック・パラリンピックに向けて、江東区は、それ以降も含めて、今後どういうまちの姿を目指すべきかということについて、検討し続けております。つい先立っても、苦瀬先生に委員長をしていただきまして、今後のいろいろな方策につき、東京都に提案をさせていただいたのも、先生方のご協力によるものでございます。

これからの江東区をいかに良いまちにするか。その基本の審議会でございますので、よろしくご審議賜りますように、心からお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎委員の委嘱

○事務局（都市整備部長） 次に、委員の委嘱についてです。

先ほど、区長からもお話がございましたが、本日は留任の方を除きまして、お手元にお配りしております委嘱状により代えさせていただきますので、ご了承願います。

---

### ◎委員・幹事の紹介

○事務局（都市整備部長） 続きまして、私から本審議会の委員の方々をご紹介させていただきます。

（都市整備部長、各委員を紹介）

○事務局（都市整備部長） 次に、委員名簿の裏面に記載してございます幹事の紹介をいたします。

（都市整備部長、各幹事を紹介）

---

### ◎会長選出

○事務局（都市整備部長） 続きまして、会長の選出に移ります。

本審議会条例第4条第1項の規定では「会長は、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定める」とされておりますが、いかが取り計らいましょうか。

○星野委員 この審議会は、本区にとりまして大変重要な審議会でございますので、ここはひとつ、豊富な知識をお持ちになっておられます苦瀬先生にお願いをしたいと思います。

○事務局（都市整備部長）　　ただいま、星野委員から苦瀬委員を推薦する旨のご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（都市整備部長）　　ご異議がないようでございますので、これまでも会長等を歴任され、都市計画への造詣が大変深い、苦瀬博仁委員に会長をお願いすることといたします。

それでは、苦瀬会長には会長席へお着き願います。

（苦瀬会長、会長席へ移動）

○事務局（都市整備部長）　　それでは、これ以降の進行につきましては、苦瀬会長をお願いすることといたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会長就任挨拶

○会長　　ただいま、皆様方のご推薦をいただきまして、会長の職を務めることになりました、苦瀬でございます。よろしく願いいたします。

一言、ご挨拶ということで申し上げたいと思いますが、先ほど、区長からのお話にもありましたように、江東区は水と緑が豊かなまちであります。私の記憶によりますと、日本で最も運河が多いまち・都市だったように覚えております。

そういう日本でも誇るべきまちであるわけではありますが、2020年のオリンピック・パラリンピックということを契機に、それまでも、それから、その後もそうですけれども、恐らくは世界の方が注目するまちになると思うんですね。これは決して大げさではないと思うんですね。そういう世界に誇るべきまちを我々がつくっていかなきゃいけないと、こういう非常に重い責任があるんじゃないかというふうに思っております。

そのためにも、皆様方にいろいろな視点で活発なご意見をいただきながら、審議会を進めていければいいなと思っておりますので、今後ともご協力のほど、ひとつよろしく願いいたします。

---

### ◎会長職務代理の指名

○会長　　それでは、審議に先立ちまして、本職から会長の職務代理について、指名をさせていただきたいと存じます。

本審議会条例第4条3項の規定により、会長の職務代理には、あいにくと本日欠席ではございますけれども、篠崎道彦委員を指名いたします。委員各位におかれましては、何とぞご了承賜りますよう、お願いを申し上げます。

---

### ◎議席の決定

○会長 次に、本審議会の議席でございますけれども、現在、ご着席のとおりで決定をいたしますので、ご了承願います。

---

### ◎条例、運営規則等の説明

○会長 続きまして、お手元にお配りしてございます江東区都市計画審議会条例及び江東区都市計画審議会運営規則等につきまして、事務局より説明を願います。

○事務局（都市計画課長） それでは、都市計画審議会条例及び同運営規則等につきまして、説明をさせていただきます。

説明の前に、本日お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、既にごらんいただいているものでございますけれども、本日の審議会次第。次に審議会委員の名簿。その裏面が幹事名簿。次に座席表でございます。次に江東区都市計画審議会条例、江東区都市計画審議会運営規則、江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱。以上でございます。

もし不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。

（資料が不足している委員はなし）

○事務局（都市計画課長） それでは、江東区都市計画審議会条例につきまして、主なところを説明いたします。

まず、第1条に設置について定めてございます。ここには区長の附属機関として設置する旨、明記してございます。

第4条では会長につきまして定めてございまして、第3項で会長の職務代理についての定めがございます。先ほど、会長より篠崎委員の指名がなされたところでございます。

続きまして、江東区都市計画審議会運営規則をごらんいただきたいと思います。

第10条でございますけれども、会議の公開について定めてございます。当審議会については公開とする旨、明記されているわけでございますが、ただし書において、別に定める場合には非公開とすることができるとしてございます。

続く第2項で、ただし書に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとしてございます。

続きまして、江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱をごらんください。

第2条ですが、会議は公開を原則とする旨、定めてございます。その後段で、

会議を非公開とすることができる場合について定めているものでございまして、一つは、個人に関する情報など、内容が保護すべきものである場合。そして、もう一つが、会議を公開することにより、審議が著しく阻害されるおそれがある場合、としてございます。

また、第5条以降で会議の傍聴に関する事項について、それぞれ定めているところでございます。

説明は以上でございます。

---

### ◎諮問

○会長 それでは、次に、本日の諮問について、事務局よりご説明を願います。

○事務局（都市計画課長） 諮問に先立ちまして、私からご説明いたします。

先ほどご説明いたしましたけれども、本審議会は江東区の附属機関として設置されている諮問機関でございます。したがって、区長から本審議会にご意見を求めるものでございます。

それでは、区長、よろしく願いをいたします。

（区長、諮問文を朗読）

（区長、諮問文を会長へ手渡す）

○会長 ただいま、諮問を受けたところでございます。

ここで、各委員に申し上げます。山崎区長は公務のため、ここで退席いたしますので、ご了承願います。

○区長 それでは、よろしく願いいたします。

（区長、退出）

---

### ◎諮問事項1「臨海副都心青海地区の都市計画について」

#### （1）東京都市計画地区計画の変更

○会長 それでは、これより審議に入ります。

諮問事項1「臨海副都心青海地区の都市計画について」（1）東京都市計画地区計画の変更を審議いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長） 恐れ入りますが、資料1をごらんいただきたいと思います。臨海副都心青海地区の都市計画についてでございます。

本地区への設置は、平成22年11月11日に都で決定されているものでございます。

また、今回の都市計画については、本年4月に都市計画原案の縦覧、6月に案の縦覧を行いまして、さきの区議会第2回定例会における防災・まちづくり・南北交通対策等特別委員会にご報告させていただきました。

1の現況でございますが、対象区域は青海一丁目、二丁目ほかで面積約117ヘクタールでございます。

2の経緯でございますが、これまでの経緯を時系列でお示ししてございます。平成3年1月のところをごらんください。都市計画（再開発地区計画・整備方針、B、C街区整備計画）決定告示とございますが、ここで初めて都市計画の目標や整備の方針等が決められ、あわせて、B街区、青海フロンティアビル、C街区、テレコムセンタービルの地区整備計画が決定してございます。それ以降、東京港湾合同庁舎を初め、東京湾岸警察署、フジテレビ湾岸スタジオ、東京都立産業技術研究センターなど、地区整備計画が定められてございます。

次に、3の都市計画変更の内容でございますけれども、青海3区域C-2S街区に特別支援学校を建設するために、建築物の規模や用途制限などの地区整備計画を定めるものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、スクリーンでご説明申し上げますので、恐れ入りますけれども、スクリーンのほうをごらんください。

これは地区計画の位置図でございますけれども、赤色の網掛けの部分が青海地区の地区計画区域全体をお示ししてございます。網掛けの部分の下、赤で囲ったところが、特別支援学校を建築する場所でございます。

次をお願いします。

これは周辺の状況をお示したもので、地区整備計画を定めますのは、このテレコムセンタービルの南側、ここC-2S街区に特別支援学校を建築いたします。

次をお願いします。

これは先ほどの地区計画の区域に街区名を記したものでございます。外側の黒い2点破線で囲まれたところが青海地区地区計画の区域で、赤で塗られたところがC-2S街区、特別支援学校の建築場所で面積は1.5ヘクタールでございます。

次をお願いします。

これは、学校を建築する区域内の、壁面の位置の制限をあらわしたものでございます。

次をお願いします。

こちらが先ほどの壁面後退等の位置を拡大したものでございます。青い破線で示されている街区の南側、公園との隣地境界及び街区の西側で、道路境界に面す

る側において2メートル以上後退することとしてございます。また、緑色で示されている街区、北側及び東側ですけれども、隣地境界から5メートル以上の壁面後退としてございます。

次をお願いします。

最後の画面になりますが、特別支援学校の建築計画の概要と整備イメージでございます。事業主体は東京都。知的障害教育部門の小・中学部、48教室、児童・生徒230人程度の想定のもとに建築されるものでございます。工事期間は平成28年度から平成30年度。平成31年4月1日に開校予定となっております。

それでは、恐れ入りますけれども、資料1にお戻り願います。

資料1の11ページをお開きください。横にしてごらんいただきたいと思いますが、これは都市計画図書の変更概要でございます。新旧を対象とする形で記載してございます。下線を引いた部分の面積以外は、変更というよりも、特別支援学校を建築するに当たり、新たに加えるものでございます。特に建築物等の用途の制限として、風俗関係の店舗は建築してはならないとしてございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

一番下になりますけれども、4、今後のスケジュールで、9月に東京都都市計画審議会で審議されまして、10月に決定告示を行う予定となっております。

最後になりますが、本件は東京都の決定案件となります。

説明は以上でございます。

○会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

○会長 特にご意見がないということによろしいですか。

それでは、意見がないということなので、本案については、妥当である旨、答申することといたしたいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 全員賛成と認めます。よって、本案は提案のとおり決定いたします。

なお、区長あて答申の文案につきましては、本職にご一任いただきたいと存じます。

以上で本件を終了いたします。

○会長　それでは、次に、報告事項に入ります。

報告事項1「新たな防火規制区域の指定について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長）　恐れ入りますが、資料2をごらんいただきたいと存じます。新たな防火規制区域の指定についてでございます。

まず、指定の背景と目的でございます。東京都は、平成24年1月に、木造住宅密集地域の不燃化の取り組みとして、木造地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、新たな防火規制制度を策定いたしました。本区におきましても、北砂三・四・五丁目地区等から改善に取り組むこととし、当該地区を新たな防火規制区域として指定するものでございます。

地元説明会を本年の5月25日、27日、28日に実施しており、地元住民の皆様のご理解は得ているものと考えてございます。また、先般、6月の区議会第2回定例会で、防災・まちづくり・南北交通対策特別委員会、こちらのほうで本事業にかかわる内容をご説明し、あわせて、条例案をご審議いただき、ご了承いただいたところでございます。なお、本件につきましては、都が本審議会に報告することを義務づけているものでございます。

それでは、新たな防火区域の内容につきましては、スクリーンのほうでご説明を申し上げます。恐れ入りますが、スクリーンのほうをごらんください。

まず、位置図ですが、赤く塗ったところが新防火区域でございます。

次をお願いいたします。

新防火区域では、木造等を建てかえる場合、全て準耐火構造以上に耐火規制を高める必要がございます。

次をお願いいたします。

赤く破線で囲ったところが、新防火区域の指定範囲を拡大したものでございます。赤やピンクのところは木造あるいは防火づくりで、青や水色のところが耐火、準耐火の構造となっております。ごらんのとおり、赤やピンクのところが多いわけでございます。燃え広がりにくいということを示す指標で、不燃領域率というのがございます。本地域は、平成23年度現在、不燃領域率53%でございますので、これを、燃え広がりにくいとされ、延焼による消失がゼロになるとされている70%を目指して、地域住民の理解と協力のもと、改善に向け、最大限の努力を傾注してまいります。

恐れ入りますが、資料2にお戻り願います。一番下になりますけれども、新防火地域の指定につきましては本年10月1日を告示日と考えてございます。

説明は以上でございます。

- 会長** 事務局からのご報告は以上でございます。本件につきまして、不明な点、何かお聞きになりたいことがありましたら、お願いいたします。
- 大嵩崎委員** 今回、この防火規制区域の指定によって、現在53%の不燃化率を、70%を目指すということなんですけれども、奥まったところですね、接道していないところなどは、この間もなかなか建てかえもできないという状況で、そういうところが比較的残ってしまっているのではないかなというふうを感じるんですが、そういうところも含めて70%という目標を達成していくということなのか。そういうところも含めてということだと、特別な、本当に支援、努力も必要かと思うんですが、その点について、どうお考えなのか。伺いたいと思います。
- 事務局（地域整備課長）** 地域整備課長でございます。まず、未接道の建物の件でございますが、こちらの建築物も含めて70%の不燃領域率を達成するというふうに考えてございます。
- そして、その建てかえが困難である未接道の建築物でございますが、例えば、地域の皆様のご理解ご協力に伴いまして、共同化による建てかえというものがございます。ですので、そのようなご意思、ご発意、そういったものがありましたら、区といたしましては誘導して建てかえを進めていきたいというふうに考えてございます。
- 大嵩崎委員** その共同化に際して、さらに支援、何か東京都なり江東区なりで活用できる制度があるのかどうか。なかなか住民の中からととっても難しい面もあるのかなというふうに思うんですが、それを促していくような特別な方策なりを考えていらっしゃるのかどうか。その辺も再度伺いたいと思います。
- 事務局（地域整備課長）** 促す方策といたしまして、この地域に7月1日に不燃化現地の相談ステーションというのを設けてございます。そこにおきまして、例えば、未接道で建てかえができないという、そういうようなご相談を承ることも当然あるかと思いますが、そういったときに、行政として中立的に、例えば、地域の皆さん、ほかの関係する、隣接する敷地の皆様とか、そういったことのご発意がもしいただけるのであれば、我々が、仲立ちではないんですけれども、建てかえに関する、例えば、具体的な提案なんかもお示しすることができるかと思っております。そういうことを活用して、未接道建築物にお住まいになっている住民の皆様に対してはご理解、ご協力を進めていきたいというふうに考えてございます。
- 大嵩崎委員** 一つご答弁いただいていないのが、特別の支援策ですね。制度として共同化についてのさらなる支援策というのがあるのかどうか。

それから、ご発意があればと先ほどからのご説明なんですけれども、そういういろいろな方策があるんだということも含めて、やっぱりそういう区民の方への勉強会なりも必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○事務局（地域整備課長） まず、支援策、失礼いたしました。助成といたしまして、建てかえに関する助成を江東区としては用意してございます。建築物の建てかえ等に伴う除却につきましては、210万円の助成を用意してございます。それから、建てかえに当たりまして、建築物の設計費及び監理費、これにつきましても、それぞれ50万円、40万円の支援策を用意してございます。

それから、発意を促す方策としての勉強会につきましては、これから、秋以降、地域の皆様のご発意、お考え、こういったものをある程度自由にお示しいただけるような、そのような勉強会を設けまして、それがさらにまちづくりの協議会へと発展できるような仕組みを現在予定しているところでございます。

○会長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○会長 それでは、以上で本件を終了いたします。

---

◎報告事項2「『東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）』の改定について（中間報告）」

○会長 それでは、次に、報告事項2でございます。「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定について（中間報告）でございます。

事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 恐れ入りますが、資料3をごらんいただきたいと存じます。先ほども会長のほうからございましたけれども、今回は改定についての中間報告でございます。

今後、東京都から各区に、この中間報告を再調整したものが案として示されます。したがって、その案が正式に本審議会に意見を求める内容ということで、あくまでも今回は中間報告でございますので、よろしくお願いをいたします。なお、本件につきましては、先般、6月の区議会第2回定例会、防災・まちづくり・南北交通対策特別委員会にご報告をしております。

まず、改定の背景等でございますが現在の東京都の区域マスタープランは平成16年度に作成されたものでございます。その後の変化として、少子高齢化社会

の到来、東日本大震災の発生、世界都市間競争、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などがございまして、これらを踏まえ、都市計画区域マスタープランの見直しを図る必要があるとしたものでございます。

次に、改定の概要でございますけれども、基本理念を「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」としてございます。また、国際競争力及び都市活力の強化など、記載の7項目を基本戦略として進むべき方向を定め、目標年次を平成37年度としてございます。

恐れ入りますが、参考資料の23ページをお開きいただきたいと存じます。下の項目で、公共交通ネットワークのところがございます。その二点目でございますが、長年にわたりまして継続的に区民、区議会、区が一体となって取り組んでいる地下鉄8号線が加えられてございます。オリンピック・パラリンピックについても大きな改定点ではございますけれども、本区としてはこの点が最も大きな改定内容と考えてございます。

恐れ入りますが、資料3にお戻りいただきたいと存じます。最後に、今後の主なスケジュールでございます。10月に、前段ご説明したとおり本審議会で案をご審議いただき、さらに11月に東京都の都市計画審議会で審議され、本年12月に都市計画決定の予定となっております。

報告は以上でございます。

○会長 事務局からの報告は以上でございます。

本件について、不明な点、または何かお聞きになりたいことがございましたら、お願いいたします。

○大嵩崎委員 この原案、かなりのボリュームがありまして、これを全部理解するというのは少し大変だなというふうに思いました。

それで今、ご説明の中では地下鉄8号線のこと大きな変更点だということであったわけですが、そのほか、前の計画と具体的にどこがどう違うのか、それがこれだけ見たのではさっぱりわからないという状況です。その辺をもうちょっと丁寧にご説明いただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 前段ご説明したとおり、今回はあくまでも中間報告ということで、この程度の説明で終了させていただきましたけれども、次回、「案」の説明の際に詳しく説明させていただきます。きょうの時点で言うならば、平成16年度のときに策定された内容をさらに強化するというのが全体の基本的な考え方になっています。

その要素の中に、オリンピックですとか、先ほどもご説明しましたけれども、

不燃化特区ですとか、少子高齢化、こんなところが新たに加わってきた内容になってございます。

いずれにしても、繰り返して恐縮ですけれども、次回の「案」のときに、より細かく、特に江東区にかかわる部分ですね、こういったところを中心に改めて説明をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

**○大嵩崎委員** きょうはあくまで原案なのでということなんですけれども、ただ、原案の時点でやっぱり江東区としての意見をどんどん言っていけないと、もう案として固まってきていると、なかなか難しいんじゃないかな、変更させるのはなかなか難しくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

それで、今回、この中で、東京が目指すべき将来像でも集約型の地域構造への再編ということが挙げられているんですけれども、それによって江東区がどういうふうになっていくのかということも、私は大変興味があるというか、関心を持っています。

現状でも本当に江東区はマンションがどんどん建設をされて、東京都がそういうふうには誘導してきているわけですけれども、一方で、インフラの整備、特に学校、保育園など、こどもたちの施設が不足をするという、本当に深刻な状況になっているというふうに思うんですね。ですから、これまでのまちづくりで本当にいいのかどうか、このままどんどんマンションが急増するような計画でいいのかというようなところも、私は大変疑問を持っているところであります。

そういった、今、江東区が一体どういうような問題を抱えているのか、それを解決するためにはどういう計画に見直しを求めるのかということが大変重要ではないかなというふうに思います。それで、個々のところを見ますと、決して悪いことは書いていないんですよ。大ざっぱ過ぎて、悪くはないなというふうに思いますけれども、でも、現実はどうかと。やっぱりそこをよく見ていかないと、今後のまちづくりに大きな支障を来してしまうというふうに思いますので、私も勉強させていただきたいと思いますし、ぜひ十分に議論をしていきたいというふうに思っています。以上です。

**○会長** ありがとうございます。ご意見ということで承りました。

ほかにご意見はございますか。ご質問でも結構でございます。

**○竹田委員** 要望というか意見ですけれども、この地下鉄8号線が追加されたのは非常によかったなと、非常に大きな前進だなというふうに思います。

先ほど、都市計画課長がおっしゃられたように、1個1個、細かいところを全部対比して出していくというのは結構大変だと思いますので、先ほどおっしゃら

れたように、江東区にある程度フォーカスした形での報告というのをぜひお願いしたいなというふうに思います。

特に今回は中間報告なので、ほかに江東区でどこが関与するんですかという話をちょっと聞きたいところなんですけど、中間報告なのできょうは聞きませんので。

いずれにしても今度の報告会で、江東区にフォーカスした部分でぜひお願いできればというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○会長　ほかにご意見はございますでしょうか。ご要望でも結構でございます。

（「なし」の声あり）

○会長　それでは、私から確認ですが、この中間報告というのが ― 原案というのですか ― が5月に出て、今度、10月のこの江東区の都市計画審議会のときに報告としての案が出ると。こういう理解でよろしいですか。

そうすると、その1カ月ぐらい前でしょうか、わかりませんが、その前に委員の皆様方にその案がお手元に届くという、そういう理解でいいですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○会長　わかりました。ありがとうございます。

そういうことで、次回予定されている10月の江東区都市計画審議会ではそういう議論がなされるんだろうというふうに期待しております。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○会長　それでは、以上で本件を終了いたします。

---

### ◎その他

○会長　本日予定いたしました審議案件並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様方から何かありますでしょうか。

○事務局（都市計画課長）　次回、第132回江東区都市計画審議会ということで、10月21日、火曜日になりますけれども、午後2時より江東区議会全員協議会室、きょうと同じ場所になりますけれども、こちらのほうで開かせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

---

### ◎閉会の宣告

○会長　それでは、以上をもちまして、第131回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後2時43分　閉会